

VIII章 Q & A

Q & A目次

1 許可制度について

(1) 全般		該当頁
Q. 1	一般廃棄物処理業の許可を市町村ごとに行うのはどうしてですか。	91
Q. 2	一般廃棄物処理計画とはどういうものですか。	91
Q. 3	一般廃棄物処理業の許可の期間が2年間なのはどうしてですか。	91
Q. 4	一般廃棄物をリサイクルする目的の場合にも一般廃棄物処理業の許可が必要になるのはどうしてですか。	91

(2) 許可関係		該当頁
Q. 5	特別区のうち複数の区で一般廃棄物処理業を行おうとする場合、それぞれの区の許可が必要ですか。	92
Q. 6	作業場所のない区の許可も取得することは可能ですか。	92
Q. 7	①道路清掃において、都道や国道等作業する道路が複数区にまたがる場合、作業するすべての区の許可を受ける必要がありますか。 ②また、東京都の入札に参加するために複数の区の道路・公園ごみの許可が必要となっていますが、現在作業場所が無い区に許可を申請することができますか。	92
Q. 8	A区の収集運搬業の許可を持っていますが、収集運搬業の許可を受けていないB区内の事業所から収集・運搬を依頼されました。受託することはできますか。	92
Q. 9	許可のあるA区で収集した廃棄物を、B区内にある民間処理施設に搬入することになりました。B区内に作業場所がないため、収集運搬業の許可を取得していませんが、B区における収集運搬業の許可を受ける必要がありますか。	92

(3) 車両関係		該当頁
Q. 10	①収集した廃棄物を運搬車内で保管することはできますか。 ②処理施設が受入を行っていない場合はどうすれば良いですか。	93
Q. 11	収集運搬業の許可を有していない区内は、許可車両で走行してはいけないのですか。	93
Q. 12	特別区の区域内であれば、許可車両を産業廃棄物収集運搬業に兼用することができますか。また、特別区以外の一般廃棄物収集運搬車として使用できますか。	93
Q. 13	複数区のごみを同一の車両に混載して収集することは可能ですか。	93
Q. 14	2分別架装の塵芥車を許可車両として使用することは可能ですか。	93

2 手続きについて

(1) 全般		該当頁
Q. 15	複数区の許可に関わる申請や届出は、当該区ごとに作成しなければなりませんか。	94
Q. 16	収集運搬業の許可申請の添付書類のうち、作業場所及び処理量【様式No.18】並びに排出事業者との処理契約書の写しは、許可を受けているすべての区の分を作成する必要があるのですか。	94
Q. 17	申請書類等は郵送しても構いませんか。	94
Q. 18	申請手続きで事前相談とありますが、いつまでに相談すれば良いのですか。	94
Q. 19	許可証は、どのように交付されますか。	94
Q. 20	申請書類等に添付する写真は、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたもので良いのでしょうか。	95
Q. 21	許可を申請しましたが、不許可となりました。納めた許可手数料は返還してもらえますか。	95

(2) 車両関係		該当頁
Q. 22	運搬車を増やすときは、どのような手続きが必要ですか。	95
Q. 23	予備車を増やすときは、どのような手続きが必要ですか。	95
Q. 24	臨時に大量のごみの運搬を依頼されましたが、稼働運搬車で対応することができません。臨時持込みであれば、許可車両でなくても良いですか。	95
Q. 25	運搬車が故障した場合は、どうすれば良いですか。	96
Q. 26	①運搬車を入れ替える（代替する）ときは、どのような手続きが必要ですか。 ②また、車種を変更して入れ替える（代替する）ときは、どのような手続きが必要ですか。	96
Q. 27	コンテナ車のコンテナのみを増やすときは、どのような手続きが必要ですか。	96
Q. 28	運搬車を入れ替える（代替する）場合、許可表示を消した写真を添付するとありますが、一時抹消登録証明の写しの提出ではいけませんか。	96

(3) 立入検査		該当頁
Q. 29	複数区から許可を受けている場合、更新に伴ってすべての許可区から立入検査を受けなければなりませんか。	96

(4) 作業場所関係		該当頁
Q. 30	①作業場所が増加した場合は、どうすれば良いですか。 ②また、同じ作業場所で運搬先が異なる廃棄物の処理を委託された場合は、どうすれば良いですか。	97
Q. 31	契約書の処理料金は、どのように記載しますか。	98
Q. 32	特別区内にチェーン店を出店している会社のすべてのごみを収集することになった場合、契約は店舗ごとに締結するのですか。	98
Q. 33	ビルから排出されるごみの処理契約をビル管理会社と締結することはできますか。	98

(5) その他		該当頁
Q. 34	指定処理施設以外に、新たに民間処理施設に一般廃棄物を運搬する場合は、どうすれば良いですか。	98
Q. 35	感染性廃棄物を取り扱いたいのですが、どうすれば良いですか。	99
Q. 36	産業廃棄物処理施設において、一般廃棄物処分業を行うことはできますか。	99
Q. 37	清掃工場と最終処分場に搬入する場合、持込承認カードは2枚必要になるのですか。	99
Q. 38	運転日報は、手引の様式をそのまま使用しなければならないのですか。	99
Q. 39	作業台帳は、手引の様式をそのまま使用しなければならないのですか。	99

3 実績報告書について

		該当頁
Q. 40	一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】と区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】はどのようなものですか。また、どのように提出すれば良いですか。	100
Q. 41	実績報告書の用紙は、郵送されてくるのですか。	100
Q. 42	実績報告書はどのような方法で提出できますか。	100
Q. 43	実績を報告する廃棄物は、自己物や専ら物なども対象になるのですか。	100
Q. 44	「弁当がら等」の実績は、どのように報告するのですか。	100
Q. 45	一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】で、不燃ごみ処理センターや品川清掃作業所等は、「収集・運搬量の搬入先内訳」のどの欄に記入すればよいのですか。	100
Q. 46	「廃家電」の処理実績がありません。実績報告書を提出する必要がありますか。	101

4 汚でい関係

Q. 47	許可を更新しなかった区で、作業する必要が生じました。再度許可を受けることはできますか。	101
Q. 48	ディスプレイ汚でいの引き抜きを依頼されました。ディスプレイ汚でいは品川清掃作業所に搬入できますか。	101
Q. 49	バキューム車を増車する場合、どのような手続きが必要ですか。	101
Q. 50	バキューム車の入れ替え(代替)を行う場合、どのような手続きが必要ですか。	102

5 食品リサイクル関係

		該当頁
Q. 51	特別区内の区立小学校の給食残さを収集運搬し、特別区の清掃工場に搬入しています。給食残渣をリサイクルするため千葉県A市にある登録再生利用事業者の施設に搬入する計画をしています。どのような手続きが必要ですか。	102
Q. 52	食品廃棄物をリサイクルする場合は、特別区の収集運搬業又は処分業の処理料金の上限額を超えた料金を受け取っても構わないでしょうか。	102
Q. 53	食品関連事業者であるA区の排出事業者から食品リサイクルに係る収集運搬を依頼されましたが、どのような手続きをすればよいでしょうか。	103
Q. 54	食品リサイクル法における食品循環資源の肥飼料化の施設を造ろうと計画しています。「登録再生利用事業者」として国の登録を受ければ、一般廃棄物処分業の許可を受けなくてもよいのですか。	103
Q. 55	食品関連事業者から排出される食品廃棄物等を、リサイクル業者の処分施設に搬入する場合に一般廃棄物収集運搬業の許可は必要ですか。	103

6 廃家電関係

		該当頁
Q. 56	「継続的な作業場所」がなければ、廃家電を取り扱うことはできませんか。	103
Q. 57	家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)は、保存する必要がありますか。	104
Q. 58	更新許可申請時に「廃家電」を継続して申請する場合、必要な添付書類はなんですか。	104
Q. 59	新たに廃家電を加えて申請する場合は、どうしたらいいですか。	104
Q. 60	運搬する指定引取場所が複数の区にあります。すべての区の許可が必要ですか。	104

1 許可制度について

(1) 全般

Q. 1 一般廃棄物処理業の許可を市町村ごとに行うのはどうしてですか。

A. 1 市町村には、法第6条及び第6条の2で、区域内の一般廃棄物処理計画を策定し、その一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物の処理を行うことが義務付けられています。一般廃棄物処理業者の行う処理も一般廃棄物処理計画に位置付けられているものでなければなりません。そのため、一般廃棄物処理業の許可についても市町村長が行うこととなっています。

Q. 2 一般廃棄物処理計画とはどういうものですか。

A. 2 市町村の区域全域の一般廃棄物を管理するための基本となる計画です。(基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」とに分けて、法第6条第2項に規定された事項を定めるものとされています。)一般廃棄物処理業者が処理を行える範囲(許可対象廃棄物)も一般廃棄物処理計画で定められます。

特別区の処理計画では、特別区内で発生した一般廃棄物のみを特別区内で処理することとしています。(P.106「廃掃法(抜すい)」参照)

Q. 3 一般廃棄物処理業の許可の期間が2年間なのはどうしてですか。

A. 3 許可の期間は施行令第4条の5及び第4条の8で定められています。(P.116・117「施行令(抜すい)」参照)

Q. 4 一般廃棄物をリサイクルする目的の場合にも一般廃棄物処理業の許可が必要になるのはどうしてですか。

A. 4 法第1条で「分別、保管、収集、運搬、再生、処分等」までの一連の行為が廃棄物の「処理」と位置付けられています。また、法第6条の2第1項以下で「処分」というときには、「(行政処分)を意味する場合を除いて」「再生することを含む。」とされています。法は、廃棄物の適正な処理を確保するために、「再生」する場合であっても許可の対象としているものです。

ただし、「専ら再生利用の目的となる廃棄物」である古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、空きびん類、古繊維についてのみ法の特例で許可が不要とされています。また、個別のリサイクル関連法で特例措置が定められている場合もあります。(P.6「(1)許可制度の概要」参照)

(2) 許可関係

Q. 5 特別区のうち複数の区で一般廃棄物処理業を行おうとする場合、それぞれの区の許可が必要ですか。

A. 5 その通りです。

Q. 6 作業場所のない区の許可も取得することは可能ですか。

A. 6 可能です。

ただし、普通ごみについては、許可を受けようとする区内に継続的な作業場所を確保することが許可要件となりますので、許可を取得することはできません。

(P.12「許可基準4(5)」・P.31「(3)申請方法等」参照)

Q. 7 ① 道路清掃において、都道や国道等作業する道路が複数区にまたがる場合、作業するすべての区の許可を受ける必要がありますか。

② また、東京都の入札に参加するために複数の区の道路・公園ごみの許可が必要となっていますが、現在作業場所が無い区に許可を申請することができますか。

A. 7 ① その通りです。

② 道路・公園ごみは、作業場所があることを許可要件としていませんので、申請することができます。

Q. 8 A区の収集運搬業の許可を持っていますが、収集運搬業の許可を受けていないB区内の事業所から収集・運搬を依頼されました。受託することはできますか。

A. 8 受託することはできません。収集運搬業の許可を受けていない区内で収集又は運搬を行うと、無許可営業となります。必ず業務を行う前にB区の許可を受けてください。

Q. 9 許可のあるA区で収集した廃棄物を、B区内にある民間処理施設に搬入することになりました。B区内に作業場所がないため、収集運搬業の許可を取得していませんが、B区における収集運搬業の許可を受ける必要がありますか。

A. 9 B区の許可(P.9「(3)許可の事業区分「④運搬(荷卸しに限る。)」」)を受ける必要があります。B区の新規許可申請を行ってください。

また、A区の許可においては、B区内にある民間処理施設を新たな運搬先として追加申請する必要があります。事前相談のうえ変更承認申請を行ってください。(P.43表中番号3「運搬先」参照)

(3) 車両関係

Q. 10 ① 収集した廃棄物を運搬車内で保管することはできますか。

② 処理施設が受入を行っていない場合はどうすれば良いですか。

A. 10 ① できません。廃棄物は収集後速やかに処理施設に搬入してください。

② 清掃工場などの処理施設が受入を行っていない日（年末年始）に限り、保管・積替えの許可を受けていれば、保管・積替施設内において、収集した廃棄物を運搬車内で保管することができます。

なお、処理施設の受入が可能になり次第、施設から速やかに搬出してください。

(P. 9 「※「積置き」について」・P. 12～13 「許可基準(15)」・P. 17～18 「(2) 収集又は運搬の基準」・P. 26 「(3) 保管等に関する事項」参照)

Q. 11 収集運搬業の許可を有していない区内は、許可車両で走行してはいけないのですか。

A. 11 法第7条は、市町村長の許可を受けなければならないのは「運搬のみを業とする場合にあっては、一般廃棄物の積卸し*1を行う区域に限る。」としています。したがって、通過のみであれば、許可を有していない区を走行することは可能です。

*1 積込み（収集等）と荷卸し（処理施設への搬入等）の行為をいいます。

(P. 107 「廃掃法（抜すい）」参照)

Q. 12 特別区の区域内であれば、許可車両を産業廃棄物収集運搬業に兼用することができますか。また、特別区以外の一般廃棄物収集運搬車として使用できますか。

A. 12 産業廃棄物収集運搬業との兼用も特別区以外の一般廃棄物収集運搬車としての使用もできません。(P. 23 「4 遵守事項 (2) 収集又は運搬に関する事項」参照)

Q. 13 複数区のごみを同一の車両に混載して収集することは可能ですか。

A. 13 可能です。ただし、作業場所ごとの正確な処理量の把握に努めてください。

Q. 14 2分別架装の塵芥車を許可車両として使用することは可能ですか。

A. 14 可能です。使用にあたっては、P. 23 「4 遵守事項 (2) 収集又は運搬に関する事項」を遵守してください。

なお、収集の際、及び運搬先施設での排出の際に、荷箱を間違えないよう十分に注意してください。

2 手続きについて

(1) 全般

Q. 15 複数区の許可に関わる申請や届出は、当該区ごとに作成しなければなりませんか。

A. 15 1部の申請・届出書で複数区の許可を同時に申請・届出することができます。添付書類は1部のみの提出で構いません。

Q. 16 収集運搬業の許可申請の添付書類のうち、作業場所及び処理量【様式No.18】並びに排出事業者との処理契約書の写しは、許可を受けているすべての区の分を作成する必要がありますか。

A. 16 作業場所及び処理量【様式No.18】並びに排出事業者との契約書の写しは、作業場所の所在する区ごとに作成してください。また、廃棄物の種類ごとにも分けて作成してください。

Q. 17 申請書類等は郵送しても構いませんか。

A. 17 原則としてすべての申請書類等の郵送手続きを行うことができます。ただし、新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請、許可証再交付申請は手数料の納付行為を伴うため、早めに清掃協議会までご連絡ください。

Q. 18 申請手続きで事前相談とありますが、いつまでに相談すれば良いのですか。

A. 18 事前相談の必要な事項については、基準を満たしていなければ許可や承認をすることができないため、計画段階でご相談ください。運搬車の増加や種類の変更については、その車両が許可基準を満たすものかどうかの判断が必要となりますので、車両の発注前にご相談ください。

Q. 19 許可証は、どのように交付されますか。

A. 19 許可証は、清掃協議会の窓口で交付するほか、郵送での交付も行います。許可証を差し替える場合、窓口の場合は旧許可証と引き換えに交付します。許可証の郵送交付を希望する場合は清掃協議会までお問い合わせください。

Q. 20 申請書類等に添付する写真は、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも良いでしょうか。

A. 20 必要とする内容が鮮明に印刷されていることを条件に、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも受理します。(P. 36「運搬車の写真の撮り方」参照)

Q. 21 許可を申請しましたが、不許可となりました。納めた許可手数料は返還してもらえますか。

A. 21 できません。許可手数料は、申請の内容が許可基準に適合しているかどうかを審査する事務手数料として、各区の条例等に規定されているものです。

(2) 車両関係

Q. 22 運搬車を増やすときは、どのような手続きが必要ですか。

A. 22 運搬車の数量の増加については、変更承認申請の手続きが必要です。

事前相談を行ったうえで、変更承認申請書に、必要書類を添付し提出してください。(P. 42 表中番号2「運搬施設の種類及び数量(増車)」参照)

なお、増車した車両について継続持込みの承認を受ける場合は、別途、清掃一組への申請が必要になります。

Q. 23 予備車を増やすときは、どのような手続きが必要ですか。

A. 23 予備車を増車する場合については、変更承認申請の手続きが必要です。

なお、P. 42 表中番号2「運搬施設の種類及び数量(増車)」に係る添付書類のうち、①及び②～④が必要ですが、①増車理由書の「最近3か月の運搬量一覧」については記入不要です。

Q. 24 臨時に大量のごみの運搬を依頼されましたが、稼動運搬車で対応することができません。臨時持込みであれば、許可車両でなくても良いですか。

A. 24 臨時持込みであっても、許可を受けた運搬車を使用しなければなりません。許可車両として届け出ている予備車を使用するか、運搬車の増加の手続きが必要です。

また、清掃工場等に臨時持込みを行う場合は、別途、手続きが必要となります。(P. 75「3 臨時持込みの手続き」参照)

Q. 25 運搬車が故障した場合は、どうすれば良いですか。

A. 25 許可車両として届け出ている予備車を使用する方法と、代車を使用する方法があります。
継続持込みの承認を受けている車両の代車は、清掃一組（最終処分場への持込みにあつては、作業場所を所管する清掃事務所）に代車申請を行い、変更のあった日から10日以内に変更届を提出してください。（P. 47「5 運搬施設（代車）」・P. 75「(7) 代車の使用について」参照）

Q. 26 ① 運搬車を入れ替える（代替する）ときは、どのような手続きが必要ですか。

② また、車種を変更して入れ替える（代替する）ときは、どのような手続きが必要ですか。

A. 26 ① 変更届の提出が必要です。（P. 47「5 運搬施設（代替）」参照）

② 運搬車の種類を変更する場合（塵芥車からダンプ車への変更等の場合）については、事前相談のうえ、変更承認申請を行ってください。（P. 42 表中番号2「運搬施設の種類及び数量（車種）」参照）

なお、代替した車両について継続持込みの承認を受ける場合は、別途、清掃一組への申請が必要になります。

Q. 27 コンテナ車のコンテナのみを増やすときは、どのような手続きが必要ですか。

A. 27 車両の台数に変更はありませんので、変更届を提出してください。変更届に許可表示を入れたコンテナの写真を添付してください。

Q. 28 運搬車を入れ替える（代替する）場合、許可表示を消した写真を添付するとありますが、一時抹消登録証明の写しの提出ではいけませんか。

A. 28 一時抹消登録は、一時的に自動車検査証及び自動車登録番号を返納しますが、手続きを行うと再登録ができてしまうため、塗装等で完全に表示を抹消し、写真を添付してください。

(3) 立入検査

Q. 29 複数の区から許可を受けている場合、更新に伴ってすべての許可区から立入検査を受けなければなりません。

A. 29 更新許可申請等に係る立入検査は、清掃協議会が一括して実施します。また、各区は、協議会が行う立入検査に同行する場合があるほか、独自に立入検査を実施する場合があります。（P. 61「1 立入検査」参照）

(4) 作業場所関係

Q.30 ① 作業場所が増加した場合は、どうすれば良いですか。
 ② また、同じ作業場所で運搬先が異なる廃棄物の処理を委託された場合は、どうすれば良いですか。

A.30 ① 作業場所の変更については、変更届の提出が必要です。
 ② 1つの作業場所で運搬先が異なる廃棄物の処理を委託された場合は、作業場所及び処理量【様式No.18】は別々の欄に記入してください。(下図<記入例>参照)

<記入例>

① 区ごとに用紙を分けて作成する。

様式No.18

(収集運搬業用)

増加	減少
----	----

作業場所及び処理量

頁中の 頁

① ○○ 区

取り扱う一般廃棄物の種類 ※ 該当する廃棄物の種類に○を付ける。	普通ごみ	道路・公園ごみ	しき・ふさ	汚でい	動物死体	医療廃棄物
-------------------------------------	------	---------	-------	-----	------	-------

名 称 排出場所コード	所在地 (町丁目番号)	契約単価 円/kg	収 集 量 t/月	収集回数 回/月	収集開始 年 月	契約前の 収集形態
○○産業	△△町1-2-3	25	1.5	30	○年○月	許可業者 区収集 なし
○○産業 (弁当がら) ②	△△町1-2-3	28.5	0.5	4	○年○月	許可業者 区収集 なし
○○産業 ((株)●●) ③	△△町1-2-3	50	0.4	8	○年○月	許可業者 区収集 なし
			④			許可業者 区収集 なし

(以下略)

② 「弁当がら等」を中防不燃ごみ処理センターへ搬入する場合の記入例：
 ⇒ 作業場所名称の後に「(弁当がら)」と記入する。

③ 食品循環資源等を民間処理施設へ搬入する場合の記入例：
 ⇒ 作業場所名称の後に、許可証に記載のある運搬先名を記入する。

④ 上限料金の制限がないのは、○○産業が食品関連事業者で、かつ(株)●●が登録再生利用事業者の場合

Q. 31 契約書の処理料金は、どのように記載しますか。

A. 31 1 kgあたりの単価（消費税等を含んだ額）を記載してください。

料金の設定にあたっては、法第7条第12項の規定により各区が条例で定める廃棄物処理手数料の額（以下「上限料金」という。）を超えることはできません。

したがって、処理料金を月ごとの定額料金として設定する場合は、月額を月間推定排出量で割った単価が、上限料金を超えないようにしてください。また、袋単価で処理料金を設定する場合は、作業場所ごと袋ごとに適正な換算重量を定め、1 kgあたりの重量単価が上限料金を超えないようにしてください。

なお、区が定める廃棄物処理手数料には消費税等が含まれています。（P. 27「6 処理料金」参照）

Q. 32 特別区内にチェーン店を出店している会社のすべてのごみを収集することになった場合、契約は店舗ごとに締結するのですか。

A. 32 契約は、店舗ごとに処理業者と直接結ぶのが原則です。

ただし、直営店等、本社が統括して一括契約を行う場合などは、チェーン店全体に対する処理責任を本社が担保することで、店舗ごとに締結する必要はありません。

また、契約書には、作業場所としての店舗ごとの所在地、名称、廃棄物の種類、月平均排出量、契約期間及び処理料金を明記してください。

Q. 33 ビルから排出されるごみの処理契約をビル管理会社と締結することはできますか。

A. 33 契約は、テナントごとに処理業者と直接結ぶのが原則です。

ただし、複数のテナントが入居する貸しビルなどの場合で、やむを得ずビル管理会社が契約者となりうる場合があります。その場合、ビル管理会社は無許可営業等の違反行為を幫助（ほうじょ）することのないように慎重に対応してください。

（5）その他

Q. 34 指定処理施設以外に、新たに民間処理施設に一般廃棄物を運搬する場合は、どうすれば良いですか。

A. 34 運搬先の当該区又は市町村において、収集運搬業の許可が必要となります（P. 92 Q&A. 9参照）。運搬先の当該区において既に許可を受けている場合、新たな運搬先を追加する変更承認申請を行ってください。

また、廃棄物の排出区においては、運搬先を追加するため、事前相談のうえ変更承認申請を行ってください。（P. 43 表中番号3「運搬先」参照）

Q. 35 感染性廃棄物を取り扱いたいのですが、どうすればよいですか。

A. 35 特別区においては、感染性廃棄物を取り扱える「医療廃棄物」という許可品目を設けていますので、医療廃棄物の許可を取得してください。(P. 8 「(2) 許可対象廃棄物」参照)
又は、法第 14 条の 4 第 17 項の特例に基づき、特定の特別管理産業廃棄物の許可を有する者が対応する特別管理一般廃棄物の処理を行うことができますので、該当する特別管理産業廃棄物の許可を取得してください。(P. 65 「1 医療廃棄物の適正処理 (2) 感染性一般廃棄物」参照)

Q. 36 産業廃棄物処理施設において、一般廃棄物処分業を行うことはできますか。

A. 36 法第 15 条の 2 の 5 第 1 項で規定する産業廃棄物処理施設の特例により、法第 15 条の設置許可を受けている施設を、当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができます。ただし、一般廃棄物処分業の許可を受ける必要があります。(P. 112 「廃掃法 (抜すい)」参照)
また、特例の対象となる一般廃棄物は、施行規則第 12 条の 7 の 16 に規定されているもので、許可を受けている産業廃棄物の種類と「同様の性状」を有するものに限られます。

Q. 37 清掃工場と最終処分場に搬入する場合、持込承認カードは 2 枚必要になるのですか。

A. 37 清掃工場、中防処理施設 (破碎・不燃) は、清掃一組が管理し、持込承認も行います。最終処分場は東京都が管理しますが、持込承認は各区 (清掃事務所) が行います。したがって、清掃工場と最終処分場に搬入する場合、清掃一組から交付される持込承認カードと、各区から交付される持込承認カードとの 2 枚が必要になります。(P. 72 「(3) 持込承認カードの取扱いについて①」参照)

Q. 38 運転日報は、手引の様式をそのまま使用しなければならないのですか。

A. 38 手引の様式は見本です。①自動車登録番号、②収集時間、③作業場所の名称及び所在地、④収集量、⑤処理施設への搬入状況 (処理施設の名称、計量値及び搬入時間) 等の規則規定項目のほか、日付や運転者氏名等見本様式に記載されている項目が記録されていれば、独自に作成したものを使用しても差し支えありません。(P. 51 「1 運転日報と作業台帳」参照)

Q. 39 作業台帳は、手引の様式をそのまま使用しなければならないのですか。

A. 39 作業台帳の様式は見本です。独自に作成したものを使用しても差し支えありません。作業台帳に記載しなければならない事項は、施行規則第 2 条の 5 において規定されています。(P. 51 「1 運転日報と作業台帳」参照)

3 実績報告書について

Q. 40 一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】と区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】はどのようなものですか。また、どのように提出すればよいですか。

A. 40 一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】については、作業場所の所在区ごとに一般廃棄物処理業として行った実績を報告していただくものです。また、区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】は、その許可業者が1年間で処理した特別区全体の処理量を一覧できるものです。

一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】は許可区分、区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】は1部作成し、提出してください。

Q. 41 実績報告書の用紙は、郵送されてくるのですか。

A. 41 実績報告書の用紙は送付しません。

清掃協議会ホームページからダウンロードして使ってください。なお、様式と同一の内容が記載されていれば、表計算ソフトなどで作成した報告書でも構いません。

Q. 42 実績報告書はどのような方法で提出できますか。

A. 42 実績報告書は、郵送、持参、FAX及びメールのいずれかの方法で提出してください。

Q. 43 実績を報告する廃棄物は、自己物や専ら物なども対象になるのですか。

A. 43 なりません。実績報告書に記入する内容は、一般廃棄物処理業として収集運搬又は処分した一般廃棄物に限ります。(P.58「(5)作成上の注意事項」参照)

Q. 44 「弁当がら等」の実績は、どのように報告するのですか。

A. 44 中防不燃ごみ処理センターに搬入した弁当がら等は、「普通ごみ」の実績報告書の「区長の指定する処理施設」のうち「その他」の欄に記載してください。

「埋立」の欄には記載しないでください。(P.58「(5)作成上の注意事項」参照)

Q. 45 一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】で、不燃ごみ処理センターや品川清掃作業所等は、「収集・運搬量の搬入先内訳」のどの欄に記入すればよいのですか。

A. 45 「収集・運搬量の搬入先内訳」と具体的な処理施設の関係は、P.56「表1 収集運搬業の処理区分」のとおりです。

Q.46 「廃家電」の処理実績がありません。実績報告書を提出する必要がありますか。

A.46 処理実績がない場合でも実績の報告が必要です。廃家電専用様式の特定期間用機器廃棄物処理実績報告書【様式No.25】により提出してください。

4 汚でい関係

Q.47 許可を更新しなかった区で、作業する必要が生じました。再度許可を受けることはできますか。

A.47 汚でいの収集運搬業は新規許可を行っていないため、再度許可を受けることはできません。

Q.48 ディスポーザ汚でいの引き抜きを依頼されました。ディスポーザ汚でいは品川清掃作業所に搬入できますか。

A.48 ディスポーザ排水処理システム(旧建築基準法第38条の規定に基づく建設大臣の認定を受けたもの、又は(公社)日本下水道協会の定める性能基準に適合する評価を受けたもののいずれかで、かつ東京都下水道局に設置届が提出されているもの)から発生するディスポーザ汚でいは、取扱い区分を「その他の汚泥」とし、品川清掃作業所に搬入することができます。

ただし、上記に該当している場合に限られますので、設置の届出の有無は所在区にお問い合わせください。なお、搬入するには必ず搬入伝票を提出してください。

Q.49 バキューム車を増車する場合、どのような手続きが必要ですか。

A.49 バキューム車の増車は原則として認めていませんが、増車後の積載総量が増車前の積載総量を超えない場合に限り増車を認めています。手続きは変更承認申請によって一体的に行います。(P.40「4 変更承認申請」参照)

変更承認申請書【様式No.5】の変更内容の「新」「旧」欄には、それぞれの車両番号と積載量を記載してください。

なお、一度減量したら、減量前の積載総量に戻すことはできませんので注意してください。

<記入例>

積載量8,000kgの車両1台を4,000kg、2,000kgの車両2台に増車する場合。

変更事項		運搬施設の種類及び数量(増車)
変更内容	新	足立800す0000(4,000kg) 足立800す00××(2,000kg)
	旧	足立800そ0000(8,000kg)

Q. 50 バキューム車の入れ替え（代替）を行う場合、どのような手続きが必要ですか。

A. 50 台数の変更を伴わない、車両の入れ替えを行う場合は変更届を提出してください。（P. 44 「5 変更届」参照）

変更届の「新」「旧」欄に、それぞれの車両番号と積載量を記載してください。

入替え後の積載量が入替え前の積載量を超えることはできません。

減量した場合は、その後は、減量前の積載総量に戻すことはできませんので注意してください。

5 食品リサイクル関係

Q. 51 特別区内の区立小学校の給食残さを収集運搬し、特別区の清掃工場に搬入しています。給食残さをリサイクルするため千葉県A市にある登録再生利用事業者の施設に搬入する計画をしています。どのような手続きが必要ですか。

A. 51 千葉県A市に収集運搬に係る許可申請を行ってください。また、収集を行っている区においては、新たな運搬先の追加として変更承認申請をする必要があります。

食品リサイクル法において、荷卸し先の許可を不要とする特例は排出事業者が、食品関連事業者であることが必要です。小中学校（給食事業の場合）は、食品関連事業者に該当しないため、この特例の適用を受けることができません。

また、排出事業者との契約にあたり、条例で定める処理料金の上限を超えて受け取ることもできません。

Q. 52 食品廃棄物をリサイクルする場合は、特別区の収集運搬業又は処分業の処理料金の上限額を超えた料金を受け取っても構わないでしょうか。

A. 52 食品リサイクル法は、処理料金上限規定に関する特例を定めており、同法に定める食品循環資源の再生利用事業に係る収集運搬・処分である場合は、上限を超えた料金を受け取ることができます。（P. 27 「6 処理料金」参照）

しかし、これに該当するためには食品廃棄物をリサイクルするというだけではなく、収集運搬業の場合は、排出事業者が同法の定める「食品関連事業者」であり、運搬先が「登録再生利用事業者」であること、処分業の場合は、「登録再生利用事業者」として国の登録を受けることが必要です。これらの要件を満たしていない場合、処理料金の上限を守らなければなりません。

Q. 53 食品関連事業者であるA区の排出事業者から食品リサイクルに係る収集運搬を依頼されましたが、どのような手続きをすればよいでしょうか。

A. 53 収集運搬を開始する前に相談してください。A区の収集運搬業の許可を有していない場合は、新規許可申請が必要です。既にA区の許可を有している場合は、運搬先の変更に係る変更承認申請が必要となります。

Q. 54 食品リサイクル法における食品循環資源の肥飼料化の施設を造ろうと計画しています。「登録再生利用事業者」として国の登録を受ければ、一般廃棄物処分業の許可を受けなくてもよいのですか。

A. 54 食品循環資源としての一般廃棄物を受け入れて、再生処分するのであれば、一般廃棄物処分業の許可が必要です。(P. 91 Q&A. 4 参照)

Q. 55 食品関連事業者から排出される食品廃棄物等を、リサイクル業者の処分施設に搬入する場合に一般廃棄物収集運搬業の許可は必要ですか。

A. 55 原則として、食品廃棄物を収集運搬する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。ただし、食品リサイクル法第21条は、食品関連事業者の再生利用を促進するため、以下の廃棄物処理法の特例を定めています。

- ① 主務大臣の登録を受けた再生利用事業者の事業場に食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源を運搬する場合には、荷卸し先の許可を不要とする。
 - ② 主務大臣の認定を受けた食品関連事業者の再生利用事業計画に従って、食品循環資源を収集運搬する場合には、収集運搬に係るすべての許可を不要とする。
- 具体的な手続き等については、農林水産省又は各地方農政局にご相談ください。

6 廃家電関係

Q. 56 「継続的な作業場所」がなければ、廃家電を取り扱うことはできませんか。

A. 56 廃家電は「継続的な作業場所」を許可要件とはしませんので、継続的な作業場所が無い区の許可も申請することができます。

Q. 57 家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）は、保存する必要がありますか。

A. 57 小売店から委託を受けて収集運搬を行う場合は、委託契約書を交わし、家電リサイクル券「小売業者回付」は、小売業者に回付してください。

また、小売店から委託を受けて収集運搬を行った場合を除き、家電リサイクル券の「小売業者控券受領書」「小売業者回付」は、収集運搬業者が保存してください。

なお、保存の期間は家電リサイクル法に従い3年間です。

Q. 58 更新許可申請時に「廃家電」を継続して申請する場合、必要な添付書類はなんですか。

A. 58 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書【様式 No. 24】を他の申請書類と併せて提出してください。

Q. 59 新たに廃家電を加えて申請する場合は、どうしたらいいですか。

A. 59 事前相談のうえ「取り扱う一般廃棄物の種類」の増加として変更許可申請をしてください。特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書【様式 No. 24】が必要です。(P. 38 「3 変更許可申請」参照)

Q. 60 運搬する指定引取場所が複数の区にあります。すべての区の許可が必要ですか。

A. 60 許可は、「収集を行う区」だけでなく、「荷卸しを行う区」においても必要です。

指定引取場所及び中間集積所の所在区においては、荷卸し作業が発生するため、収集運搬又は運搬の許可が必要です。運搬する予定のある指定引取場所及び中間集積所の所在区の許可を受けてください。